



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 包装前面栄養表示に関する検討会
- B【シリーズ】 食品表示案内 第9講 追補
: 期限表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 文字の大きさについて

- ◆ 「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」の第2回目が2024年1月31日に開催されました。

＜検討の方向性＞

■ 令和3年11月、国際的な食品の規格基準を定める「コーデックス委員会」において、「包装前面栄養表示ガイドライン」が採択されました。本検討会ではコーデックス委員会のガイドラインの趣旨を踏まえながら、消費者に分かりやすい栄養成分表示の取組として、国として推奨すべき包装前面栄養表示のあり方について、諸外国の取組や、わが国の健康・栄養政策との整合を図りながら、検討する。

■ [主な論点]

上記の方向性で検討を進める場合、次の事項についてどのように考えるか検討します。

- 我が国の健康・栄養政策との整合を踏まえた上で、包装前面栄養表示として取り組むべき栄養課題
⇒義務の栄養成分の一括表示の他に、包装前面栄養表示は任意表示とする意見あり。
- 消費者が普段の食生活において栄養成分表示が利活用しやすくするために効果的な方策
⇒イタリアやタイの様式の成分に充足率を加味し、食塩相当量を目立たせる案あり。
- 消費者のための取組であることを優先しつつも、「健康的で持続可能な食環境づくり」の推進の観点から食品関連事業者の実行可能性が担保される方策
⇒義務の一括表示と包装前面栄養表示の両者の目的と手段が重複し、混乱しないように配慮する必要があると思います。

消費者庁HPから作成

※続きはPage 1-2（会員）で記載しています。

〈第1編 加工食品〉

第9講 期限表示 【追補】

■期限表示の適切な取扱い

実際の販売時には、設定された期限より過度に短い期限を表示し、当該商品が売れ残った場合に、当初設定していた期限の範囲で延長して表示し、このことが当初設定していた期限内の商品であるにも関わらず、期限切れの商品を販売しているといった誤解を消費者に与えているような事例があります。

このような消費者の信頼を損ねる行為は不適切事例として禁止されています。売れ残り品に対し日付を変更して再度販売する行為は日付改ざん行為です。通常期限表示は表示された保存方法で何時まで喫食できるか食べられる日付を表示しているからです。

売れ残りの商品の日付不適切に延長しているような印象を消費者に与える、期限表示の信頼を損ねる事例として、次の2例が公表されています。

(1) 生食用として販売予定の鮮魚を、加熱調理用の鮮魚として販売する際に、消費期限を科学的根拠に基づき数日延長した。一度店頭にならべた商品は消費者が手に取る状況であり、保存状態を100%保証できないことを鑑み、初めから生食用と加熱用と分けて適正な日付で販売する必要があります。

(2) 科学的根拠に基づき、製造日から4～5日と設定した量り売りの惣菜につき、当日を消費期限として販売したが売れ残った。その一部を冷蔵保管し、翌日に、その日を消費期限と表示して販売した。初めから消費期限を4～5日と設定する必要があると思います。

■また、加工の段階で、期限を過ぎた原材料を使用するときは、原材料が消費期限の場合はできません。一方、賞味期限の場合は、慎重かつ十分な管理・確認の下に行われる必要があります。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

文字の大きさには根拠となるJISZ8305があります。
日本産業規格 JIS Z 8305-1962 活字の基準寸法

食品表示基準第8条(表示の方式等)において、
九 表示に用いる文字は、**日本産業規格Z8305(1962)**(以下「**JISZ8305**」という。)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものに表示するものにあつては、**JISZ8305**に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。

このJIS規格は、一般の印刷に用いる活字の基準寸法について規定されています。日本産業標準調査会HPから閲覧のみ可能です。JISは、A4サイズの「規格票」として、(一財)日本規格協会から出版されており、同協会から購入できます。

規格票の多くには解説が付いており、制定・改正の経緯、規定項目の詳細な説明などが記載されています。また、転記や掲載は著作権者から許諾を得ることになります。(一財)日本規格協会が著作権者への許諾の依頼の確認をしています。

※ 続きはPage 3-2 (会員) で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2024年(令和6年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2024年 1月号】

…ではどうか。もう過失を犯さないということは可能なのか。それは不可能だが、過失を犯さないようにたえず努力することは可能である。というのは、注意をけっして怠ることなく、少しでも過失を免れることができれば、われわれは満足すべきだからだ。
(エピクテトス「人生談義 注意することについて」(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。